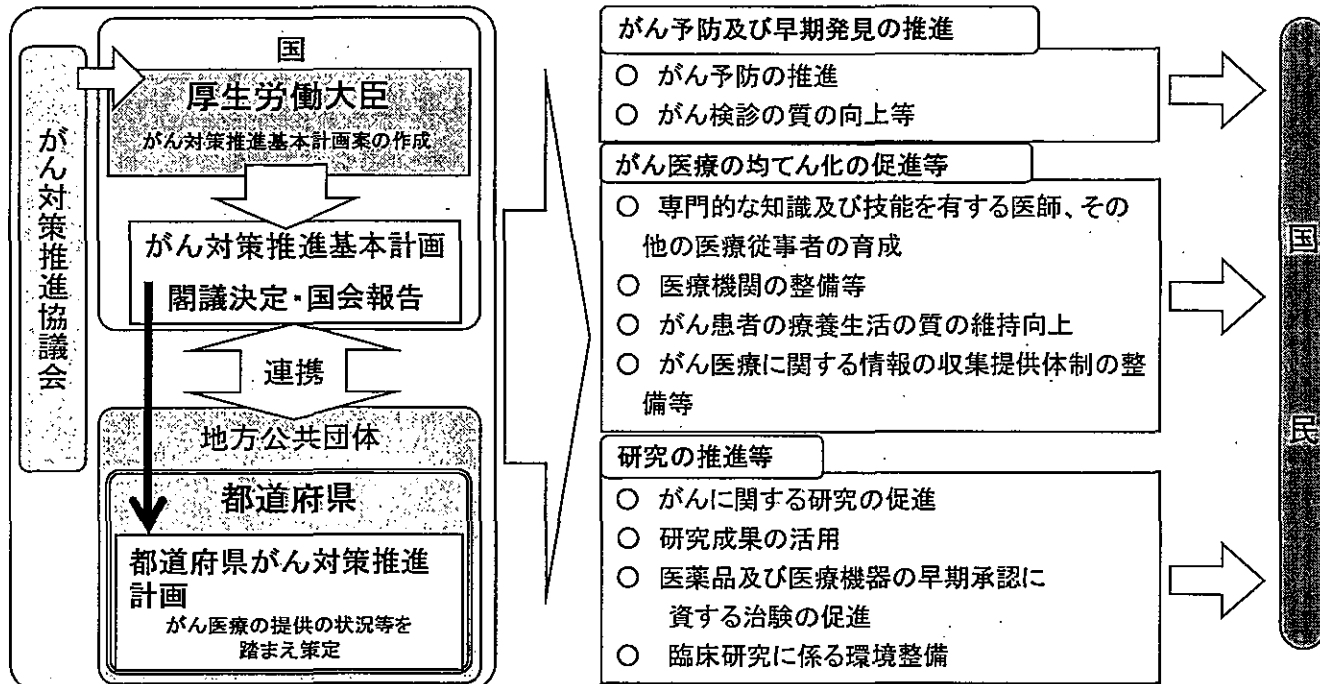


がん対策基本法

がん対策を総合的かつ計画的に推進



がん対策推進基本計画の概要(平成19年6月閣議決定)

重点的に取り組むべき課題

(1) 放射線療法・化学療法の推進、これらを専門的に行う医師等の育成

(2) 治療の初期段階からの緩和ケアの実施

(3) がん登録の推進

全体目標【10年以内】

がんによる死亡者の減少
(75歳未満の年齢調整死亡率の20%減少)

全てのがん患者及びその家族の
苦痛の軽減並びに療養生活の質の向上

分野別施策及びその成果や達成度を計るための個別目標

1. がん医療

①放射線療法及び化学療法の推進並びに医療従事者の育成
②緩和ケア ③在宅医療 ④診療ガイドラインの作成 ⑤その他

☆ すべての拠点病院において、放射線療法及び外来化学療法を実施【5年以内】

☆ すべてのがん診療に携わる医師が研修等により、緩和ケアについての基本的な知識を習得【10年以内(運用上5年以内)】

2. 医療機関の整備等

☆ すべての2次医療圏において、概ね1箇所程度拠点病院を設置【3年以内】

☆ 5大がんに関する地域連携クリティカルパスを整備【5年以内】

3. がん医療に関する相談支援及び情報提供

☆ すべての2次医療圏において、相談支援センターを概ね1箇所以上整備【3年以内】

4. がん登録

☆ 院内がん登録を実施している医療機関を増加

5. がんの予防

☆ 未成年者の喫煙率を0%とする【3年以内】

6. がんの早期発見

☆ がん検診の受診率について、50%以上とする【5年以内】

7. がん研究

☆ がん対策に資する研究をより一層推進

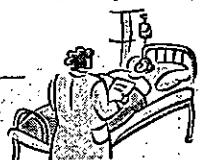
平成20年度診療報酬改定におけるがん対策関係の評価①

放射線治療の充実

- 副作用が少ない新しい放射線治療法を保険導入
(新) 強度変調放射線治療(IMRT) 3,000点(1回目)
- 放射線治療における充実した安全管理体制の評価
(新) 医療機器安全管理料2 1,000点
- 日常生活を送りながら、通院で受けられる体制を評価
(新) 外来放射線治療加算 100点

化学療法 of 充実

- 日常生活を送りながら、通院で受けられる充実した体制を評価
(新) 外来化学療法加算1(区分新設) 500点



がん診療連携拠点病院の評価

- 地域のがん診療の確保のため「がん診療連携拠点病院」の評価を充実
がん診療連携拠点病院加算 200点 → 400点



平成20年度診療報酬改定におけるがん対策関係の評価②

緩和ケアの普及と充実 ～痛みのないがん治療を目指す～

- WHO方式によるがん性疼痛治療法に従って、麻薬を処方し痛みを緩和することに対する評価を創設
(新) がん性疼痛緩和 management 指導料 100点
- 緩和ケアチームを充実し評価を引き上げ
緩和ケア診療加算 250点 → 300点
- 緩和ケア病棟の役割の見直し(終末期だけでなく緩和ケアの導入や在宅がん患者を診る医師の後方支援を行う)
- 在宅で使用する麻薬等の注射薬、医療材料の対象範囲の拡大

リンパ浮腫に関する評価

- がんの手術に際し、リンパ浮腫を防止するための指導を評価
(新) リンパ浮腫指導管理料 100点
- リンパ浮腫の重篤化予防のための弾性着衣(ストッキング等)を保険導入(療養費払い)
(新) (年間2回計4セット給付)



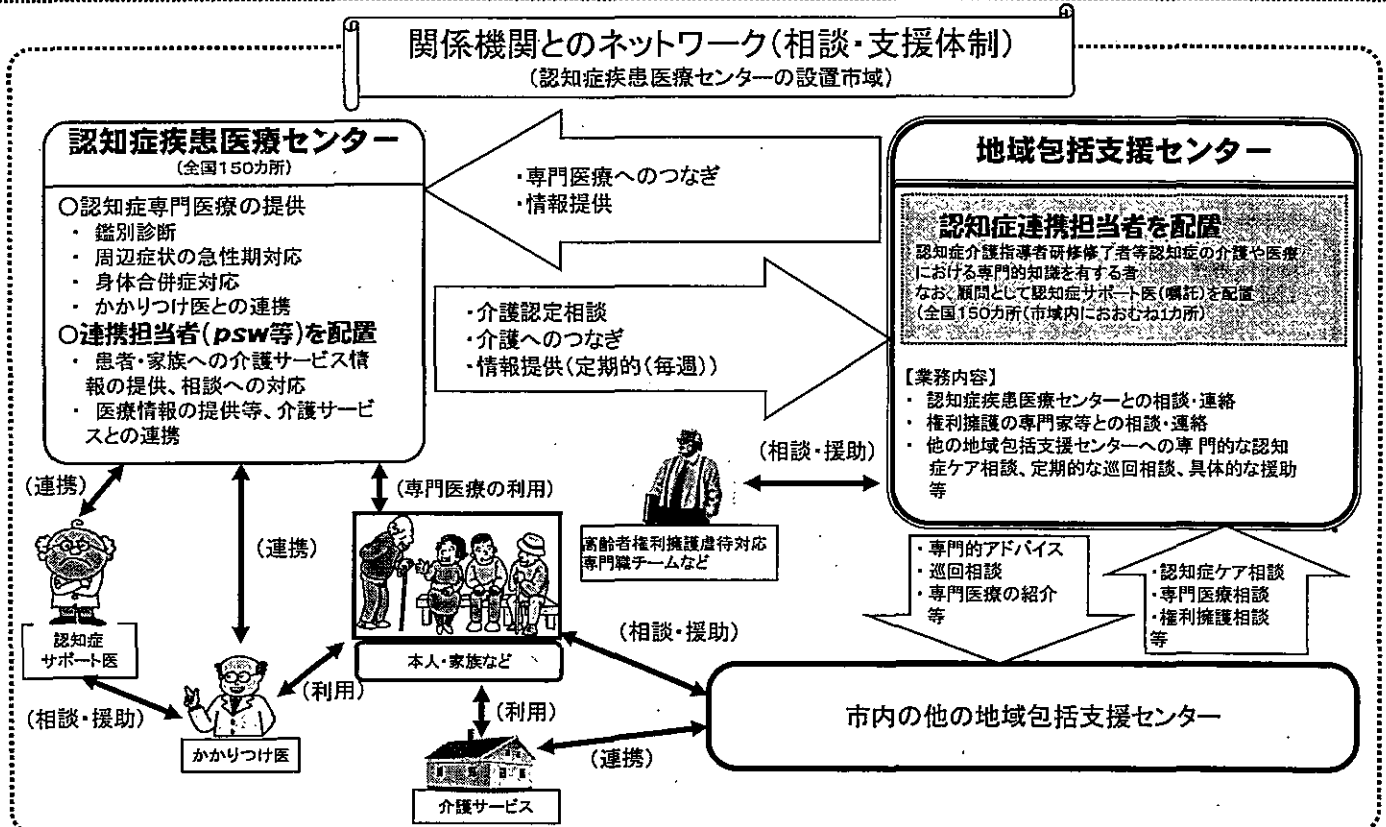
認知症対策について

今後の認知症対策は、早期の確定診断を出発点とした適切な対応を促進することを基本方針とし、具体的な対策として、①実態の把握、②研究開発の促進、③早期診断の推進と適切な医療の提供、④適切なケアの普及及び本人・家族支援、⑤若年性認知症対策を積極的に推進する。

	実態把握	研究開発	医療対策	適切なケアの普及 本人・家族支援	若年性認知症
現状と課題	正確な認知症患者数や、認知症に関わる医療・介護サービス利用等の実態は不明	幅広い分野にわたり研究課題を設定しており、重点化が不足	- 専門医療を提供する医師や医療機関が不十分 - BPSDの適切な治療が行われていない - 重篤な身体疾患の治療が円滑でない	- 認知症ケアの質の施設・事業所間格差 - 医療との連携を含めた地域ケアが不十分 - 地域全体で認知症の人や家族を支えることが必要 - 認知症の人やその家族に対する相談体制が不十分	- 若年性認知症に対する国民の理解不足 「医療」「福祉」「就労」の連携が不十分
方向性	- 医学的に診断された認知症の有病率の早急な調査 - 要介護認定で使用されている「認知症高齢者の日常生活自立度」の見直し	各ステージ①発症予防対策、②診断技術向上、③治療方法開発、④発症後対応の視点を明確にした研究開発の促進	- 早期診断の促進 - BPSD急性期の適切な医療の提供 - 身体合併症に対する適切な対応	- 認知症ケア標準化・高度化 - 医療との連携を含めた地域ケア体制の強化 - 誰もが自らの問題と認識し、認知症に関する理解の普及・認知症の人やその家族に対する相談支援体制の充実	若年性認知症に関する「相談」から「医療」「福祉」「就労」の総合的な支援
施策	- 認知症の有病率に関する調査の実施 - 認知症に関わる医療・介護サービスに関する実態調査の実施 - 上記を踏襲した科学的な日常生活自立度の見直し	- 経済産業省、文部科学省と連携し、特に診断技術向上の治療方法の開発を重点分野とし、重点化を推進 - アルツハイマー病の予防因子の探明(5年以内) - アルツハイマー病の早期診断技術(5年以内) - アルツハイマー病の根本的治療薬実用化(10年以内)	【短期】認知症診断ガイドラインの開発・普及など - 認知症疾患医療センターの整備・介護との連携担当者の配置 - 認知症医療に係る研究の充実【中・長期】 - 認知症に係る精神医療等のあり方の検討	【短期】認知症ケアの標準化・高度化の推進 - 認知症看護担当者や配置する地域包括支援センターの整備 - 認知症看護認定看護師・認知症ケア認定看護師の養成 - 認知症を認知症ケア(50)の年格差の推進【中・長期】 - 認知症ケアの質のあり方の検討 - 認知症ケア・介護者・介護士・中核支援者における認知症教育の推進	【短期】若年性認知症診療ガイドラインの策定 - 認知症看護担当者や配置する地域包括支援センターの整備 - 若年性認知症に対する支援体制の形成 - 若年性認知症に対する支援体制の形成 - 若年性認知症ケアのモデル事業の実施 - 若年性認知症ケアのモデル事業の実施 - 若年性認知症ケアのモデル事業の実施

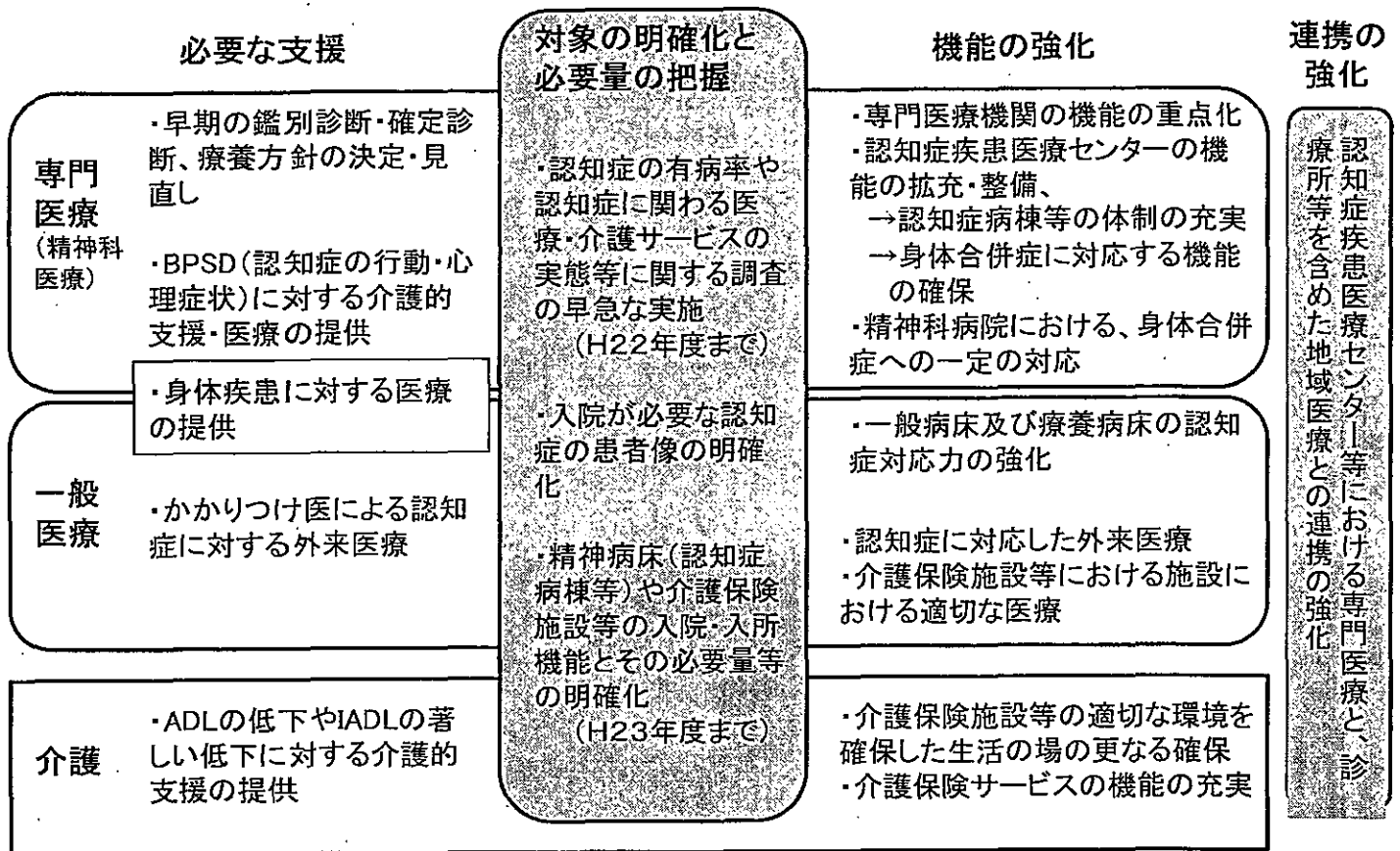
医療から介護への切れ目のないサービスを提供

認知症疾患医療センターの「連携担当者」と地域包括支援センターの「認知症連携担当者」が連携し、切れ目のない医療と介護のサービスを提供するとともに、地域ケアに対する専門的な支援を実施

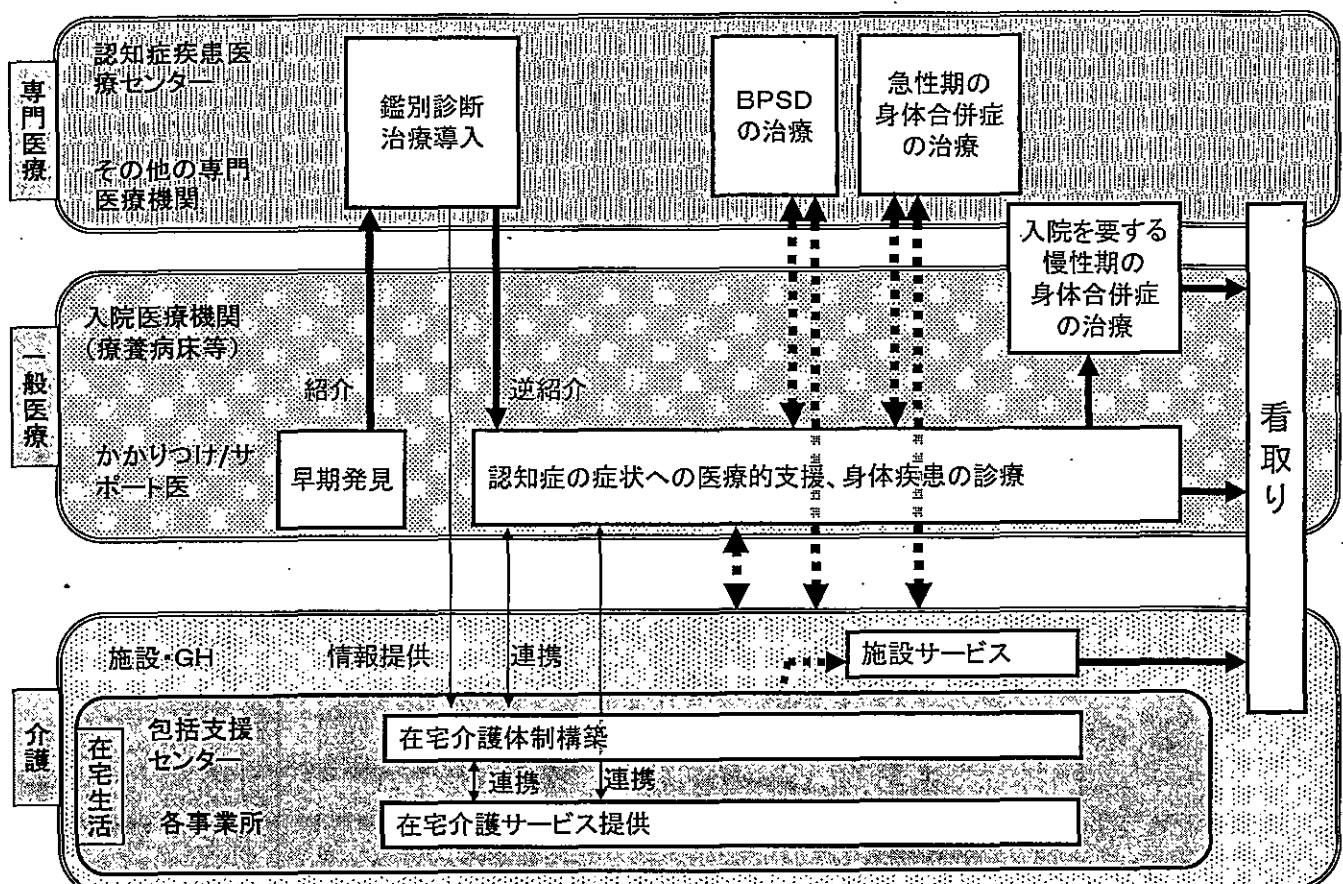


認知症の医療・介護体制

【今後の精神保健医療福祉のあり方等に関する検討会報告書 H21. 9. 24】



認知症の医療体制(イメージ)



肝炎対策の推進

【施策の方向性】

- 肝がんへの進行予防、肝炎治療の効果的促進のため、経済的負担軽減を図る。
- 検査・治療・普及・研究をより一層総合的に推進する。
- 検査未受診者の解消、肝炎医療の均てん化、正しい知識の普及啓発等を着実に実施していく。

1. インターフェロン療法の促進のための環境整備

- インターフェロン治療に関する医療費の助成の実施

2. 肝炎ウイルス検査の促進

- 保健所における肝炎ウイルス検査の受診勧奨と検査体制の整備
- 市町村等における肝炎ウイルス検査等の実施

3. 健康管理の推進と安全・安心の肝炎治療の推進、肝硬変・肝がん患者への対応

- 診療体制の整備の拡充
- 肝硬変・肝がん患者に対する心身両面のケア、医師に対する研修の実施

4. 国民に対する正しい知識の普及と理解

- 職場や地域などあらゆる方面への正しい知識の普及

5. 研究の推進

- 肝炎研究7カ年戦略の推進
- 肝疾患の治療等に関する開発・薬事承認・保険適用等の推進

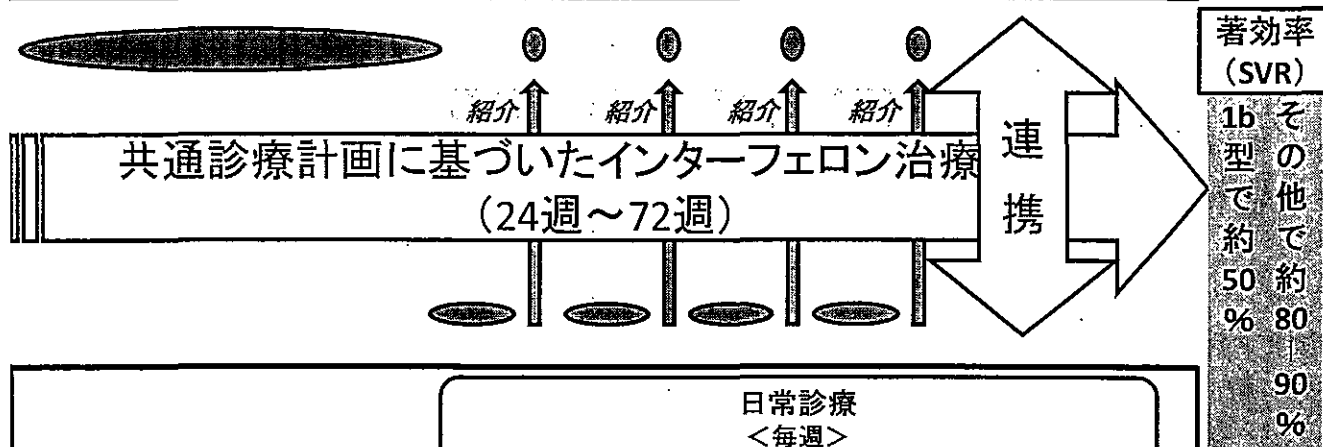
0

インターフェロン治療における 専門医療機関とかかりつけ医の治療連携

肝疾患に関する専門医療機関

治療方針決定・治療導入
(共通診療計画作成・副作用説明)
＜治療導入後2週間＞

専門的医療の提供
(治療方針の確認・副作用対応・肝がんスクリーニング)
＜月1回＞



日常診療
＜毎週＞
(内服処方・注射・副作用チェックのための検査等)

かかりつけ医

1

未承認薬・適応外薬解消に向けての検討について

欧米では使用が認められているが、国内では承認されていない医療上必要な医薬品や適応(未承認薬等)を解消するため、未承認薬等の優先度の検討、承認のために必要な試験の有無・種類の検討などを行う。

未承認薬・適応外薬に係る要望の公募を実施。募集期間は本年6月18日から、8月17日まで。

<公募する要望の条件>

○未承認薬

欧米4か国(米、英、独、仏)のいずれかの国で承認されていること

○適応外薬

欧米4か国のいずれかの国で承認(公的医療保険制度の適用を含む)されていること

「医療上その必要性が高い」とは次の(1)及び(2)の両方に該当するもの

(1) 適応疾病の重篤性が次のいずれかの場合

ア 生命の重大な影響がある疾患(致死的な疾患)

イ 病気の進行が不可逆的で、日常生活に著しい影響を及ぼす疾患

ウ その他日常生活に著しい影響を及ぼす疾患

(2) 医療上の有用性が次のいずれかの場合

ア 既存の療法が国内にない

イ 欧米の臨床試験において有効性・安全性等が既存の療法と比べて明らかに優れている

ウ 欧米において標準的療法に位置づけられている

※ 学会等にあつては、科学的エビデンスに基づく有効性及び安全性の評価等を添付して提出

